

## 第37回ヤングフェスティバル 開催要項（案）

音楽でみんなをつなぐ「ヤングフェスティバル」を開催します！

吹田市の青少年を対象に、学校や地域で活動しているグループに発表の機会を提供します。

楽器を演奏するのが好きな方、ダンスすることが好きな方、ぜひご参加ください！

みんなと一緒に素敵な時間を作りましょう！

- 1 主 催 吹田市教育委員会・吹田市青少年指導員会
- 2 日 時 本 番：令和7年11月16日（日）10時～17時（予定）  
リハーサル：令和7年11月15日（土）13時～（予定）
- 3 場 所 吹田市文化会館（メイシアター）中ホール
- 4 出演種目 ①バンド（ロック、ポップス、フォーク、ジャズ等）  
②ダンス（ストリート、ブレイク、コンテンポラリー等）  
※ダンスのスペースは、横幅約10m×奥行約5mです。
- 5 出演対象 20歳以下で吹田市内在住・在学・在勤の青少年を含む、全員が25歳以下(中学生以上)のグループを24組（バンド12組、ダンス12組）募集します。（先着順になります。）  
ただし、原則複数グループへの所属は不可とし、同一校からはダンス、バンドを含め5組までの出演とします。
- 6 参加申込・ 申込は、吹田市電子申込システム（下部 QR コードより）をご利用ください。  
問合せ先 所定の参加申込書とセッティング図に必要事項を記入し、青少年室へ持参、FAX、メールいずれかの方法で申込むことも可能です。  
持参される場合は、平日10時～17時30分までに提出してください。  
**【申込期間】9月16日（火）10時～10月3日（金）17時**  
申込期間内であっても24組の応募があった時点で受付は終了します。  
ただし、終了時点で同時に応募があった場合のみ受付を行います。  
FAX、メールで書類を提出する場合は、出演団体の代表者が青少年室へ電話連絡を行い、必ず書類の到着の確認をしてください。  
書類到着の確認ができた時点で申込の受付となります。

### 吹田市教育委員会事務局 地域教育部 青少年室

住 所 〒565-0824 吹田市山田西 4-2-43 (阪急電鉄山田駅東出口すぐ)  
吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館 3階  
電 話 06-6816-8553 (直通) FAX 06-6816-8554  
メー ル seshonen@city.suita.osaka.jp

作成予定

QRコードを読み取れない場合は、検索！

第37回ヤングフェスティバル



第37回ヤングフェスティバル  
ホームページ QRコード

【裏面に続く】

7 説明会 (日時) 令和7年10月30日(木) 18時20分～

(場所) 吹田市文化会館(メイシアター) 小ホール

吹田市泉町2丁目29番1号 阪急電鉄『吹田駅』徒歩2分

- ・出演や楽器の段取りの打ち合わせを行いますので、必ず出席ください。

出演団体	説明会の参加者
バンド	<u>出演者全員</u> (各々の楽器や担当の確認を行うことがあります)
ダンス	指導者(顧問)の方を含めて <u>2名以上</u>

- ・ダンスで出演する団体は、音源のCD1枚(CD表面に団体名を記載)を提出してください。

※CDは、音楽プレイヤーで再生できることを確認しておいてください。

- ・原則として、現地(上記の場所)に来てください。学校の用事等でどうしても現地に来られない場合は、事前に連絡のうえ、Zoomにて参加ください。

Zoomミーティング ID:●●● パスワード:●●●

8 リハーサル(日時) 令和7年11月15日(土) 13時～(予定)

(場所) 吹田市文化会館(メイシアター) 中ホール

- ・出演団体は必ず参加してください。

なお、参加できるのは、出演者と顧問の方のみです(友人、家族等は不可)。

- ・※2 着替えの場所は用意しますが、着替え場所でのメイクはできません。

9 備考

(1) 説明会、リハーサルに出席ができない場合は、事前に必ず青少年室へご連絡ください。

(2) 舞台上では必ず靴を履いてください。裸足や靴下だけになる演出はできません。

(3) ヤングフェスティバル当日の写真を広報活動で使用させていただきます。

なお、申込時に承諾を得ていない写真・映像は使用しません。

(4) 各グループの出演時間は、バンド、ダンスとも10分以内です。

制限時間を必ず守ってください。

(5) 出演後にバンド、ダンス共にプロの講師による講評があります。

バンドの部、ダンスの部、各々の終了時に表彰を行います。

(6) 出演者は、自由に鑑賞可能です。

(7) 本番のパフォーマンスの様子の撮影は可能です。

(8) メイシアター館内での食事はできません。水分補給のみ可とします。

(9) 緊急時に代表者と連絡が取れない場合、各学校を通じて連絡させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(10) 青少年指導員及び吹田市職員の指示に従うようにしてください。